

行っており、所期の目的を達成したため埋め戻すのに対して、幌延では、地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究は、ほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり、このため、関連する地層科学研究も一部継続する必要があること。



「妥当性」

○研究計画案と当初計画の範囲の関係について

・当初計画の研究では、三つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画案の研究も三つの必須の課題の範囲内

で行うものであること。また、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であること。

・このことから、研究計画案は、新たな研究計画ではなく、研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づき、研究計画の内容の変更の対象となること。

○研究期間について

・令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。
・令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に記されている第4期中長期目標期間は、令和4年度から令和10年度であること。

○研究終了までの工程とその後埋め戻しについて

・原子力機構が第3期中長期計画の中で、「平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定する」

としていることについては、研究計画案に「これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を別途に取り組みます。その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示します」と示していること。

・令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。
・第4期中長期目標期間で技術基盤の整備の完了が確認できた場合には、研究を終了すること。

「技術基盤の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味すること。
・「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれ

ば」とは、国や原子力機構の外部評価委員会等で、外部専門家により確認が行われるものと想定していること。

・仮に、技術基盤の整備の完了が確認できず、研究を継続する必要がある場合には、原子力機構は、改めて、計画変更の協議を申し入れるが、協議が整わなければ計画は変更できず、第4期中長期目標期間で終了すること。
・「埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」の「具体的工程」とは、施工方法、作業手順、期間等であること。

・研究計画案の「処分概念オプシオンの実証」に記載した実証試験以外の立坑などの埋め戻しは、本研究計画案では、研究対象としていないこと。

○深度500mでの研究について

第3期及び第4期中長期目標期間において、350m調査坑道で各研究に取り組み中で、深度500mで

も研究を行うことが必要とされた場合には、500mの掘削を判断すること。

○施設の安全確保対策について

設置してから長期間が経過している機械や設備については、更新や補修の計画を立てて、計画的に更新作業や補修作業を実施すること。

「三者協定の整合性」

○放射性核種の持ち込みについて

三者協定を遵守し、放射性廃棄物を持ち込まず、また、放射性核種を利用しなくとも、有効なデータを取ることができること。

○国内外の関係機関の資金や人材の活用について

・「国内外の関係機関の資金や人材の活用」の国内外の関係機関には、現時点で具体的な計画があるわけではないが、最終処分事業を行う実施主体であるNUMOも想定し得ること。
・仮にNUMOの資金や人